



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第80号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	2
遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（ ” ” ）	2

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表長期漁船建造資金の項中「1.4パーセント」を「1.2パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

遊漁船業者登録（更新）拒否通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき、下記の理由により登録（更新）を拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。

理由

- 1 遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項第 号該当



- 2 申請書又はその添付書類における重要な事項についての虚偽の記載
- 3 申請書又はその添付書類における重要な事実の記載の欠如

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第2条関係）

業 務 改 善 命 令 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



貴 の遊漁船業者の登録（登録番号：島根県 号）について、遊漁船業の適正化に関する法律第18条の規定に基づき、下記のとおり業務の改善を命じます。

1 改善事項

2 報告

3 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第2条関係）

遊漁船業者登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



貴 〃 の遊漁船業者の登録（登録番号：島根県 〃 号）については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、下記の理由により登録を取り消しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項第 〃 号該当

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 5 号 (第 2 条関係)

遊漁船業者事業停止通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



貴 の遊漁船業者の登録（登録番号：島根県 号）については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、下記の理由により事業の全部（一部）を 日間停止しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項第 号該当

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。